

# 滋賀県琵琶湖流域下水道事業における 水の官民連携（ウォーターPPP） 導入方針に関する説明会



令和8年6月12日

滋賀県琵琶湖環境部上下水道課

# 本日の説明会の趣旨

## ★背景と目的

下水道施設の老朽化や人材不足など、琵琶湖流域下水道事業をとりまく経営状況や執行体制は厳しさを増している状況です。このような状況下における琵琶湖流域下水道事業の持続可能性を高めるため、滋賀県では民間企業のノウハウや特長を活かした官民連携方式であるウォーターPPPを導入することとしました。

昨年度に、ウォーターPPP導入に向けてマーケットサウンディング調査を実施しました。

そこで、本説明会では調査結果を踏まえた以下の点について説明した上で、ご協力をお願いしたいと考えています。

- 現時点でのウォーターPPP事業内容
- 民間事業者の募集及び選定について

1

現時点でのウォーターPPP事業内容

2

民間事業者の募集及び選定について

3

質疑応答

1

現時点でのウォーターPPP事業内容

2

民間事業者の募集及び選定について

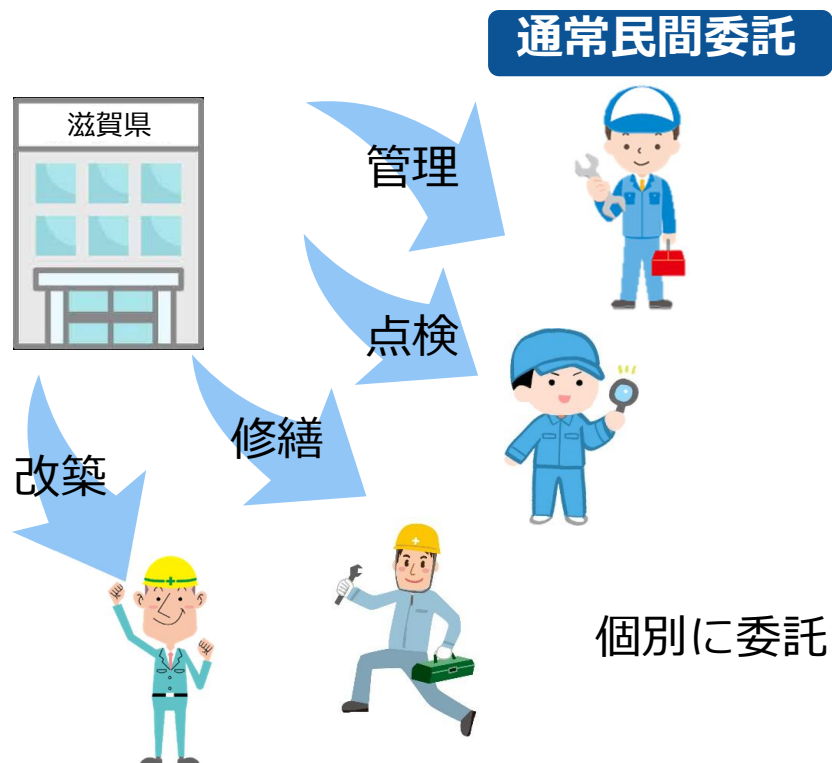
3

質疑応答



# 官民連携事業 (PPP) とは

官民連携事業(PPP):官民が連携して公共サービスを提供すること。  
 ウォーターPPP:水道・下水道事業におけるPPPの手法の一つ  
 国から提示された新しい仕組み (2023年6月に国が提示)



# ウォーターPPPの概要

水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間（R4～R13）において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式）を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る。

内閣府「ウォーターPPPの概要」

## ウォーターPPP

### 公共施設等運営事業 （コンセッション） 【レベル4】

長期契約（10～20年）

性能発注

維持管理

修繕

更新工事

運営権（抵当権設定）

利用料金直接收受

新設

### 管理・更新一体 マネジメント方式 【レベル3.5】

長期契約（原則10年）

性能発注

維持管理

修繕

【更新実施型の場合】  
更新工事

【更新支援型の場合】  
更新計画案やコンストラクショ  
ンマネジメント（CM）

### 複数年度・複数業務による 民間委託 【レベル1～3】

短期契約（3～5年）

仕様発注・性能発注

維持管理

修繕

レベル1：施設の運転、保守点検の委託  
レベル2：レベル1+薬品等の調達管理  
レベル3：レベル2+修繕

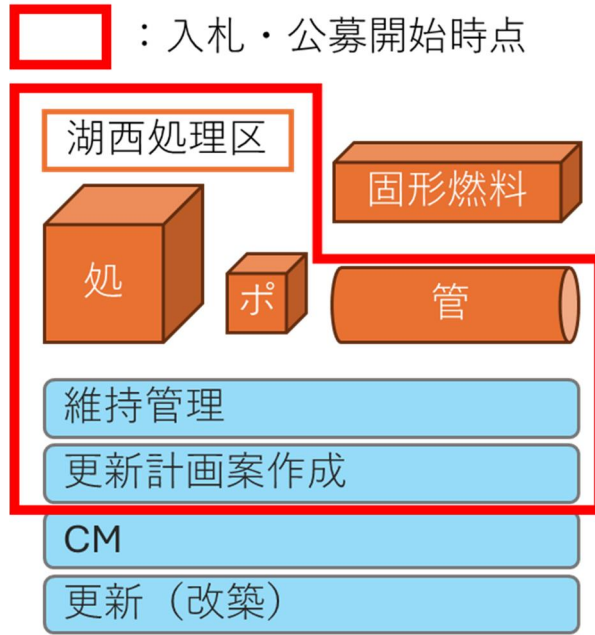
### レベル3.5と1～3の比較

- ・事業期間の長短、性能発注の程度が異なる
- ・更新（改築）に関する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる

内閣府「ウォーターPPPの概要」

# ウォーターPPP事業内容

事業内容	
事業期間	10年間（令和10年度～令和19年度）
方式	管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5） 「更新支援型」
業務範囲	維持管理業務、更新計画策定業務 ※CM・設計業務は除く
対象施設	処理場（固形燃料化施設除く）、ポンプ場、 管路
対象処理区	琵琶湖流域下水道 湖西処理区



# ウォーターPPP対象処理区及び対象施設

## MS調査結果より

- 処理区一体発注は事業規模の拡大により民間事業者の参画意欲を高める一方、技術者の確保や管理負荷の増大が懸念され、1処理区からの「スモールスタート」を望む意見があった。
- 1処理区とする場合は「湖西処理区」の希望が多い。



「湖西処理区」から着実にスタートすることにより  
ウォーターPPP事業実施の確実性を担保

項目		湖西処理区における対象施設
管路施設	汚水幹線延長(既設)	約16km
	維持管理業務委託	一部、処理場の包括的民間委託に含まれる
処理場・ポンプ場	施設数	4(処理場1、汚水ポンプ場3)
	計画処理水量	53,700m <sup>3</sup> /日
	現有処理能力	52,500m <sup>3</sup> /日
	その他施設(所有者)	バラ園(滋賀県)
	官民連携手法	導入済 (包括的民間委託) R5~R9(5年間)

# ウォーターPPP業務範囲（共通/管路施設）

## 【処理場等・管路施設共通】

項目	業務内容
統括管理業務	各業務間の技術的視点での一元的な統括管理を行い、技術的業務を効率的かつ効果的に遂行する。

## 【管路施設】

項目		業務内容	
管路施設	日常的業務	日常パトロール	・定期的に実施
		突発的修繕	・1件あたり400万円以下 ※上限額について検討中 ・破損や腐食などによる劣化に対し、管路の能力を維持するための修繕
	計画的業務	点検調査業務	・人孔点検 ・圧送管路の空気弁点検 ・バイパス管路の逆止弁及び空気弁点検 ・管渠内TVカメラ調査
		定期清掃業務	・圧送管路のピグ洗浄
		計画修繕業務	・1件あたり400万円以下 ※上限額について検討中 ・老朽化などにより予防的に実施する修繕
		台帳システムへの情報登録業務	台帳システムへの入力作業及び入力補助業務
	災害対応業務	被災状況把握業務	地震又は風水害等による下水道管路施設の被災時に行う緊急的な対応業務。 緊急点検、緊急調査、緊急措置を対象とする。
		緊急措置対応業務	

# ウォーターPPP業務範囲 (処理場等)

項目		業務内容	
統括管理業務		・各業務間の技術的視点での一元的な統括管理を行い、技術的業務を効率的かつ効果的に遂行する。	
処理場・ポンプ場	Lv.1	保守点検業務	・日常点検、定期点検、臨時点検、定期自主点検 ・簡易な故障修理
		運転監視業務	・設備等を適正に運転する業務
		水質試験業務	・水質試験業務の補助作業(採水,分析,洗瓶等を含む)、データの整理等の作業 ・計量証明 ・作業環境測定調査
		事務業務	・施設の簡易清掃 ・機器修繕更新工事等に係わる現場立会,試運転立会及び操作等の作業 ・データ、試料提供等の協力
	Lv.2	ユーティリティ調達及び管理	・水処理薬品、水質等試薬、汚泥用高分子凝集剤、脱臭用活性炭 ・備品、消耗、通信回線 ・重油(非常用自家発電設備用) ・電力、水道水、プロパンガス
	Lv.2.5 ~3.0	突発的修繕	・1件あたり400万円以下 ※上限額について検討中 ・問題が見つかった箇所を部分的に補強あるいは交換する業務
		計画修繕(分解整備)	・1件あたり400万円以下 ※上限額について検討中 ・計画的に維持管理上実施している分解整備業務
	Lv.3.5	修繕計画案作成業務	・下水道ストックマネジメント計画策定による修繕計画案の策定業務
		更新計画策定業務	・更新計画(ストックマネジメント計画)策定業務
	その他	法定点検及び専門保守点検業務	・法定点検及び専門保守点検業務
その他の業務		・台帳システムへの情報登録業務 ・危機対応業務 ・委託者が行う地震初動訓練および安全パトロールへの参加 ・廃棄物処理業務 ・施設機能確認 ・場内水路、側溝清掃 ・公園管理(バラ園、苗鹿公園※) ※苗鹿公園の指定管理者部分は本事業の対象外 ・植栽管理業務 ・外部対応	

# ウォーターPPP業務範囲 CM・設計業務の除外について

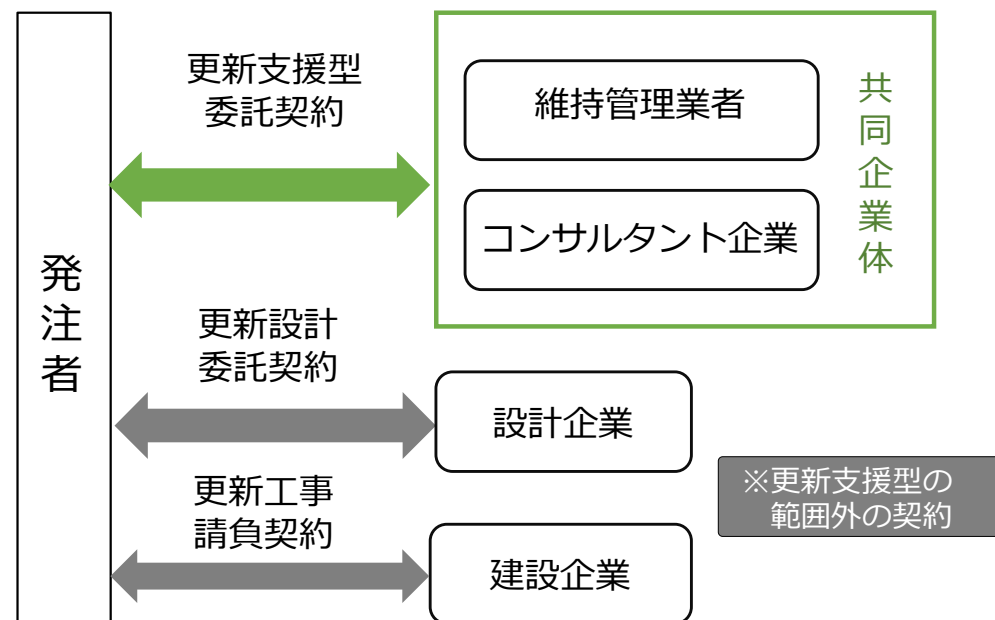
## MS調査結果より

更新支援型においてCM・設計業務を含めると、受託企業が将来の更新工事への参画が「利益相反」とみなされ入札参加できなくなるリスクがある。



CM・設計業務を  
業務範囲から除外する。

- ・事業者の提案による更新計画に従い、別途、県が設計、工事を発注する
- ・設計、工事の監理は県が行う



# ウォーターPPPにおける資格要件（業務責任者）

業務責任者	資格要件	
総括責任者（1名）	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道法施行令第15条の3の規定に基づく資格者</li> </ul>	現行包括と同様
副総括責任者（1名以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道法施行令第15条の3の規定に基づく資格者</li> </ul>	現行包括と同様
管路業務責任者（1名以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道管路管理専門技士（部門問わない）</li> </ul>	本事業にて追加
処理場業務責任者（4名以上）	<p>保守点検、水処理運転操作監視、汚泥処理運転操作監視、水質管理の各業務の主任として、それぞれ1名以上配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道法施行令第15条の3の規定に基づく資格者</li> </ul>	現行包括と同様
更新計画案作成等の業務責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術士の総合技術監理部門（下水道）または</li> <li>技術士（上下水道部門－下水道）</li> </ul>	本事業にて追加

# ウォーターPPPにおける資格要件（配置技術者）

## 配置予定技術者に求める資格要件

現行包括と同様

- (1) 第3種電気主任技術者以上
- (2) 乙種4類危険物取扱者
- (3) 第一種電気工事士
- (4) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
- (5) 甲種防火管理者
- (6) ボイラー技士
- (7) 産業廃棄物処理施設技術管理者
- (8) 特別管理産業廃棄物管理責任者
- (9) 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者
- (10) 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- (11) 玉掛け技能講習修了者
- (12) エネルギー管理士またはエネルギー管理員講習修了者
- (13) その他本業務を履行するのに必要な資格者

## 本日の説明内容

1

現時点でのウォーターPPP事業内容

2

民間事業者の募集及び選定について

3

質疑応答

# 募集及び選定方法

## 募集及び選定方法

### 受注体制

各業務を担う技術を有する複数社による**共同事業体（JV）**を想定しています。

### 選定方式

受託者の選定は、技術力等を総合的に評価できる**総合評価方式（一般競争入札）**とし、幅広い企業が参画できるようにします。

### 意見聴取方法

**2名以上の学識経験者より2回意見聴取**を実施する予定です。

- ・ 公告資料審議
- ・ 業者選定審議

# 今後のウォーターPPP導入に向けたスケジュール（予定）



## ○令和7年度

導入可能性の検討

- ⇒民間事業者への意向調査（県内外を含む事業者を対象）
- ⇒業務範囲やスキームの検討
- ⇒効果検証

## ○令和8・9年度

導入準備、事業者選定等を実施

- ※令和8年度末までに公募の開始（募集要項等の公表）を予定

## ○令和10年度～

事業開始予定

# 今後のウォーターPPP導入に向けたスケジュール（予定）

